

滝川市子ども・子育て会議の傍聴に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滝川市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、開催時刻までに所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴者受付簿（別記様式）に記入しなければならない。

(傍聴の定数)

第3条 傍聴の定数は15人以内とし、希望者が多数の場合は抽選とする。

(傍聴者の守るべき事項)

第4条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (2) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (3) 携帯電話等の音の出る機器については使用しないこと。
- (4) 静粛を旨とし、会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第5条 傍聴者は、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに退場しなければならない。

- (1) 第4条又は前条の規定に違反したとき。
- (2) 秘密会を開く議決があったとき。

(公開の特例)

第7条 会長が特に必要と認めるときは、市民会議の会議を非公開とすることができる。

(施行細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月25日から施行する。

別記様式（第2条関係）

傍 聴 者 受 付 簿

第 回 滝川市子ども・子育て会議（ 年 月 日）

番号	氏 名	住 所	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			